

議案第71号

定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結について

上記議案を提出します。

令和3年12月16日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

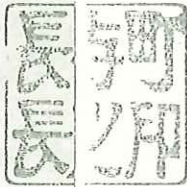
定林橋側道橋上部工工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 定林橋側道橋上部工工事
- 2 契約金額 55,979,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,089,000円)
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市京泊三丁目17番38号
水口建設 株式会社
代表取締役 水口 勝也
- 4 契約の方法 指名競争入札



参考



長与町建設工事標準請負契約書



- 1 工事名 定林橋側道橋上部工工事
- 2 工事場所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 地内
- 3 工期 年 月 日から
令和4年 3月31日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額 ¥55,979,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,089,000-)

6 契約保証金

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙に記入する。

注：5の請負代金額には、（1）及び（2）に定める費用を含む。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険


特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、（1）保険法人の名称、（2）保険金額、（3）保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。


上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

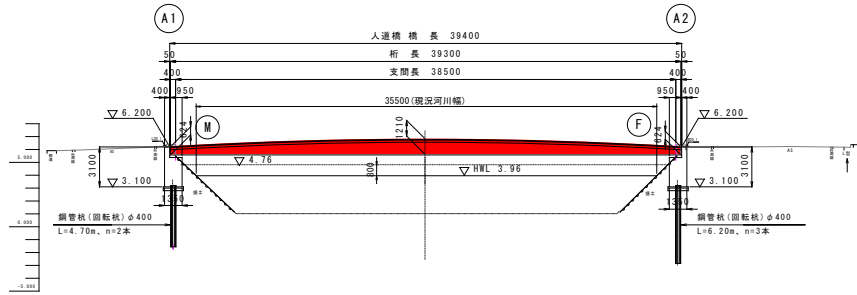
仮契約日 令和3年12月8日
契約日 年 月 日

発注者 住所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1
氏名 長与町長 吉田慎一


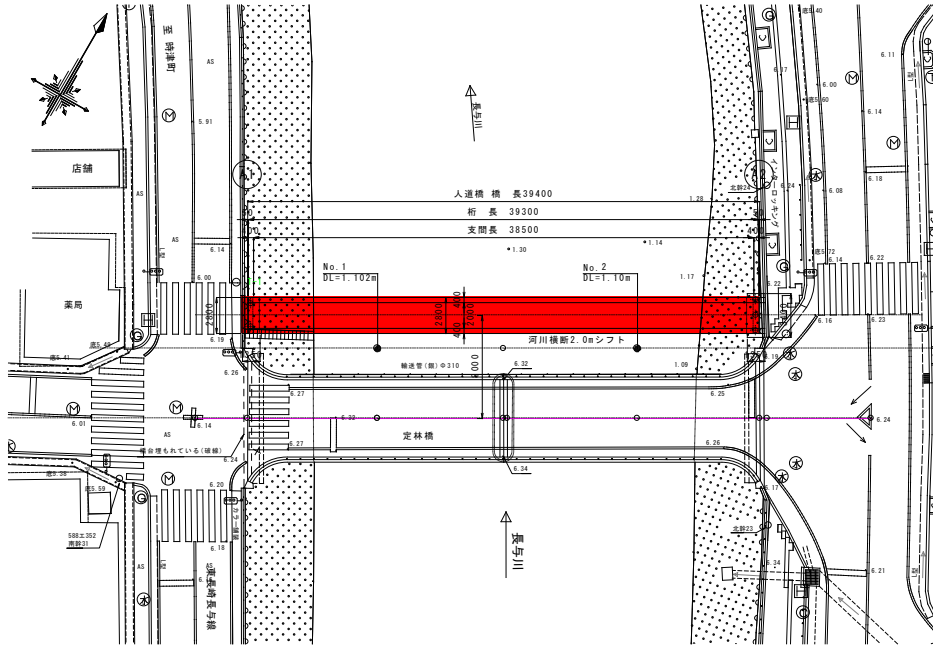
受注者 住所 長崎県長崎市京泊3丁目17番38号
氏名 水口建設 株式会社
代表取締役 水口勝也




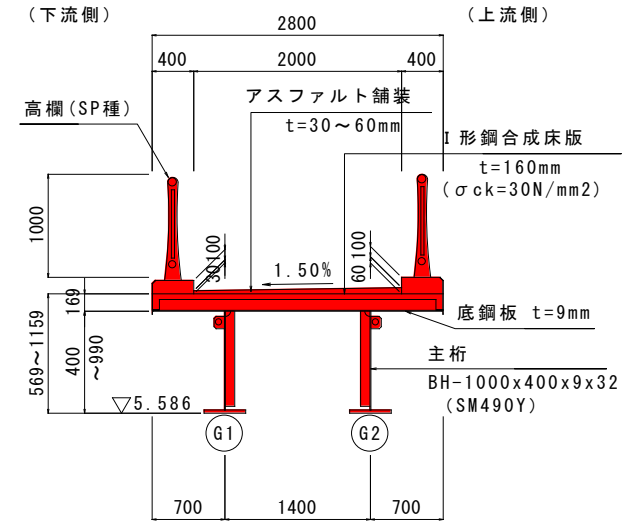
側面図



平面図



標準断面



桁端部断面

